

# 答申書

## 第1 松山市文書法制審議会の結論

処分庁松山市長（以下「処分庁」という。）による固定資産税の賦課処分に対し、審査請求人が平成29年8月10日に提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）を棄却するとの審査庁の判断は、妥当である。

## 第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、同人所有の別紙物件目録記載の不動産を〇〇〇〇〇〇〇〇（以下、寺院又は施設としての〇〇〇を表記する場合を含め「〇〇〇」という。）に無償で貸与している。
- 2 審査請求人は、平成28年9月27日、別紙物件目録記載の不動産について平成28年度固定資産税非課税申告書を処分庁に提出した。
- 3 処分庁の担当者は、平成28年10月12日から同年11月11日にかけて、審査請求人らと面会し、あるいは電話により、別紙物件目録記載の不動産について、使用目的及び使用状態の確認を行った。
- 4 処分庁は、平成29年4月3日、別紙物件目録記載の不動産のうち、同目録記載2及び同目録記載3の不動産（以下「本件不動産」という。）について固定資産税を賦課することを決定し（以下「本件処分」という。）、平成29年度松山市固定資産税納税通知書をもってこれを審査請求人に通知した。

審査請求人は、平成29年4月6日、本件処分があったことを知った。

- 5 処分庁は、平成29年5月12日、審査請求人に対し、「固定資産税の非課税について（決定通知）」と題する書面を送付した。

上記書面の末尾には、「ただし、この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に文書をもって松山市長に対して、審査請求をすることができます。」との記載があ

った。

6 審査請求人は、平成29年8月10日、「固定資産税の非課税について（決定通知）」（平成29年5月12日付け）に関する処分不服についての審査請求依頼について」と題する書面を松山市長に提出し、本件処分の取消しを求める本件審査請求をした。

なお、上記書面の記載では、審査請求に係る処分、審査請求の趣旨等が明確ではなかったが、その後、審査請求人は、補正等により、本件処分の取消しを求める趣旨であることを明確にした。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求書、平成29年10月10日付け補正書、平成30年2月19日提出の弁明書に対する反論書、同年4月27日提出の質問書への回答文及び同年7月11日提出の質問書への回答文によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

##### (1) 本件不動産取得の経緯

〇〇〇は庫裏が狭く難渋していた。〇〇〇の行事の際には他の寺院の僧侶を呼ぶことも多く、そういった際の対応でとても苦勞を強いられていた。その頃、別紙物件目録記載2の土地（以下「本件土地」という。）が売り出されたので、〇〇〇の住職の〇である審査請求人がこれを購入し、本件土地に同目録記載3の建物（以下「本件建物」という。）を建築した。

##### (2) 本件不動産の使用目的

ア 〇〇〇は、以下の目的で本件不動産を使用している。

- (ア) 客殿及び宿泊所
- (イ) 駐車場
- (ウ) 住職及び寺族の庫裏
- (エ) 寺務所
- (オ) 檀信徒会館

イ 本件建物の部屋ごとの用途は、以下のとおりである。

- (ア) ○階○○○○ 檀信徒や講師等の来客対応。ただし、ゆくゆくは住職が使用する予定
- (イ) ○階○○ 檀信徒や講師等の来客対応
- (ウ) ○階○○○○ 寺務スペース
- (エ) ○階○○ 講師，来客等宿泊
- (オ) ○階○○○○○○○ 檀信徒や講師等の来客対応
- (カ) ○階○○○○ 審査請求人の寝室

(3) 本件不動産の使用状態

地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第3号(以下「本件規定」という。)の「専ら」に該当するかどうかは、日数だけで判断すべきものではない。

また、本件規定の「本来の用」に供していない状態とは、宗教法人が使用していない状況である。審査請求人は、○○○の従業員として宗教法人運営のために必要な寺務を恒常的に行っており、○○○だけに専従的に従事しているという実態がある。本件不動産については、宗教法人が法人運営のために専ら使用しており、「本来の用に供している」と解されるべきである。

(4) 処分庁の対応

処分庁は、宗教法人や寺の特殊性を理解していない。

処分庁は、○○○についての業務、活動についての聞き取りや調査を何ら行っておらず、調査が十分ではない。

(5) 本件不動産は、本件規定の固定資産に該当し、固定資産税を課することができないので、本件処分は取り消されなければならない。

2 処分庁の主張

平成29年12月13日付け弁明書及び平成30年7月4日付け弁明書(2)によれば、処分庁の主張は、次のとおりである。

(1) 本件規定に該当するか否かの判断基準

本件規定の「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地」とは、当該宗教法人にとって、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成するという主た

る目的のために必要な、本来的に欠くことのできない建物、工作物及び土地で、同条各号に列挙されたようなものであり、かつ、当該宗教法人が、当該境内建物及び境内地を、専ら、宗教団体としての主たる目的を実現するために使用している状態にあるものをいうと解すべきである。

そして、当該要件該当性の判断は、当該建物及び土地の実際の使用状況について、一般の社会通念に基づいて外形的、客観的にこれを行うべきである。

## (2) 本件への当てはめ

### ア 客殿、宿泊所及び駐車場

〇〇〇が本件不動産を客殿、宿泊所及び駐車場として、年間行事の際の諷経の僧侶や法要時の講師に使用させているとする点については、その使用日数は年間で約45日であり、本堂以外の当該建物で執り行われる行事などの日数をおよそでこれに加えたとしても、本件不動産を使用するのは上記の機会に限られ、その余の多くの場合には、客殿、宿泊所及び駐車場として使用する以外の目的で、専ら審査請求人が居宅及び駐車場として本件不動産を利用しているにすぎない。

よって、本件不動産は、〇〇〇が専ら宗教団体としての主たる目的を実現するために使用している状態にあるといえない。

### イ 庫裏

〇〇〇が本件不動産を庫裏として使用しているとする点については、本件不動産には宗教活動を司る住職が居住していないので、庫裏としては認められない。

### ウ 寺務所及び檀信徒会館

〇〇〇が本件不動産を寺務所及び檀信徒会館として使用しているとする点については、本件不動産でなければ寺務所としての用務や檀信徒会館としての相談等ができないという特段の理由もないことから、本件不動産が、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化教育するという主たる目的のために必要な、本来的に欠

くことのできないものであるとはいえない。

### (3) 結論

したがって、本件不動産は、本件規定の固定資産に該当せず、本件処分は適法である。

## 第4 審理員意見書の要旨

### 1 意見

本件審査請求を棄却するのが相当である。

### 2 理由

#### (1) 本件審査請求の時期

本件処分があったことを審査請求人が知った日は、平成29年4月6日であるが、本件審査請求がなされたのは、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第18条第1項本文の定める審査請求期間の3箇月が経過した後の同年8月10日である。

もっとも、審査請求人が平成29年8月10日に本件審査請求を行ったのは、処分庁が同年5月12日に審査請求人に送付した「固定資産税の非課税について（決定通知）」と題する書面に、「ただし、この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に文書をもって松山市長に対して、審査請求をすることができます。」との記載があったことによるものと考えられる。

そして、本件審査請求は、平成29年5月14日に上記書面の内容を知った審査請求人により、上記書面に記載された期限内になされている。

以上のことから、本件審査請求には法第18条第1項ただし書の「正当な理由」があるので、適法である。

#### (2) 本件規定の該当性

##### ア 判断基準

本件規定の「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地」とは、処分庁が主張するように、①当該宗教法人にとって、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行

い、信者を教化育成するという主たる目的のために必要な、本来的に欠くことのできない建物、工作物及び土地で、同条各号に列挙されたようなものであり、かつ、②当該宗教法人が、当該境内建物及び境内地を、専ら、宗教団体としての主たる目的を実現するために使用している状態にあるものをいうと解する。

そして、当該要件該当性の判断は、当該建物及び土地の実際の使用状況について、一般の社会通念に基づいて外形的、客観的にこれを行うべきである。

## イ 具体的な検討

### (ア) 庫裏として

本件不動産は、外観上、一般の居宅及びその敷地（駐車スペースを含む。）と何ら変わりがない。そこで、まず、本件建物が庫裏、すなわち住職及びその家族の居住している建物であることを理由に本件規定の固定資産に該当するか検討する。

庫裏とは、上記のとおり、住職及びその家族の居住している建物である。宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条第1号にも列挙されており、宗教法人としての主たる目的とは別の目的に使用していない限り、一般的に庫裏は本件規定の固定資産に該当するといえる。

しかし、本件審査請求では、〇〇〇の住職である〇〇〇〇氏（以下「〇〇住職」という。）は、〇〇〇の初期の段階にあり、施設に入所中で、本件建物に居住していない。そして、退所時期も未定である。

また、審査請求人によれば、本件建物を新築した後、しばらくは〇〇住職が本件建物に居住していたとのことであるが、〇〇住職の住民票によれば、〇〇住職がこれまで本件建物に居住したことは一度もなく、〇〇住職の昭和〇〇年以降の住所は、本件建物とは別の場所、すなわち〇〇〇の本堂及び本堂横の「庫裏」として登記された建物の所在する場所である。

なお、本件では、〇〇住職が上記のような状態であることから、

〇〇住職ではなく、不在の住職の代役を務めている副住職の〇〇〇〇氏を実質的な住職として理解すべきようにも思われるが、その〇〇〇〇副住職も本件建物には居住しておらず、上記の「庫裏」として登記された建物に居住している。

したがって、いずれにせよ本件建物を庫裏と評価する余地はなく、庫裏であることを理由に本件建物が本件規定の固定資産に該当するとはいえない。

(イ) 客殿，宿泊所，寺務所及び檀信徒会館（以下「客殿等」という。）として

本件建物を庫裏と評価することはできないことから、次に、客殿等の建物として、すなわち、僧侶や講師の控室及び更衣室、遠方からの来客の宿泊施設、檀信徒の待合及び控室・応接室、寺の事務を行うための施設等として利用されていることを理由に本件建物が本件規定の固定資産に該当するといえないか検討する。

まず、本件建物は、審査請求人の自宅である。

また、本件建物を全体として見た場合に、一般の居宅と何ら変わらないことは前述のとおりであり、本件建物を部屋ごとに見ても、外観上、一般の居宅と何ら変わりはなく、一般の居宅とは異なる使用状況をうかがわせるものも見当たらない。

さらに、本件建物は、〇〇〇本堂横の建物が「庫裏」として登記されていることと異なり、単に「居宅」として登記されている。

なお、この点について、審査請求人は、建築の際の手續については業者に一任しており、登記の内容にまで注意していなかったためと説明しているが、庫裏や客殿等として使用する予定であれば、その旨を業者に伝えるはずであり、業者が勝手に「居宅」で登記手続を進めることは常識的には考えられない。ましてや、建物の種類が「居宅」ではなく、本件規定の固定資産に該当するのであれば、課税額にも影響することから、業者は、一層注意して登記手続を進めるはずである。

また、業者の登記手續の誤りだとしても、本件建物の表示登記

がなされた平成〇〇年〇〇月以降、建物の種類の登記が変更された事実はない。

次に、本件建物の所有者は、審査請求人である。

〇〇〇には、本堂横に、寺の行事に使用可能な建物があり、審査請求人によれば、〇〇〇は、その1階部分（床面積：157.21㎡）を来客、法事、会議、寺務などに利用している。

また、審査請求人によれば、〇〇〇では、3名以上の他寺院の僧侶が参加する寺の行事は年に9日程度あり、それら以外の少人数の行事を加えると年に45日程度の寺の行事がある。

以上の外形的あるいは客観的な事実から、一般の社会通念に基づいて判断すると、まず、寺務スペースに利用しているとされる〇階〇〇〇〇については、たとえ〇階〇〇〇〇において審査請求人が何らかの寺の事務を行っているとしても、それは寺の従業員である審査請求人が自宅で仕事をしているにすぎず、〇〇〇がその部屋を寺務スペースに利用していると評価することは困難である。

そして、それ以外の部屋については（ただし、〇階〇〇〇〇については後記する。）、たとえ審査請求人の主張するような用途に〇〇〇が本件建物を使用することがあるとしても、その使用頻度は高いとはいえない。

加えて、〇〇〇には、本堂横に寺の行事に使用している建物があることからすれば、本件建物は、日常的には、外観そのままに審査請求人の居宅として使用されていると評価せざるをえない。

そうすると、客殿等として利用されることがあるとしても、日常的には審査請求人の居宅にすぎない本件建物が、〇〇〇にとって、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成するという主たる目的のために必要な、本来的に欠くことのできない建物であるとはいえず、また、〇〇〇が本件建物を専ら宗教団体としての主たる目的を実現するために使用している状態にあるともいえない。



したがって、本件建物は、客殿等として利用されていることを理由に本件規定の固定資産に該当するとはいえない。

なお、審査請求人の寝室である〇階〇〇〇〇については、本件建物を庫裏と評価できないのであるから、本件規定の固定資産に該当しないことは当然である。

(ウ) 駐車場として

本件建物が本件規定の固定資産に該当するといえないことは、これまで述べたとおりである。

したがって、本件建物の敷地である本件土地についても本件規定の固定資産に該当するとはいえないが、審査請求人の主張によれば、本件不動産の使用目的の一つとして駐車場が挙げられており、本件土地には、数台分の自動車の駐車スペースとして利用可能な部分があることから、〇〇〇の駐車場として利用されていることを理由に当該部分が本件規定の固定資産に該当するか検討する。

まず、本件土地は、審査請求人の自宅敷地であり、同敷地内に駐車可能スペースがある。

また、駐車可能スペースは、外観上、一般の居宅の駐車スペースと何ら変わらない。

本件土地の所有者は、審査請求人である。

本件土地の隣地（別紙物件目録記載1の土地）には〇〇〇の駐車場があり、その面積は292.11㎡である。

また、本件土地は一筆の土地であり、①本件建物の敷地部分としての本件土地と②駐車可能スペースとしての本件土地に線引きすることは困難であるが、上記の駐車場として利用されている隣地とは、明確に区別することが可能である。

そして、〇〇〇において多人数の参加する行事の頻度が高くないことは前述のとおりであり、これらの外形的あるいは客観的な事実から、一般の社会通念に基づいて判断すれば、たとえ〇〇〇が本件土地の駐車可能スペースを追加の駐車スペースとして利

用することがあるとしても、当該部分は、日常的には、外観そのままに居宅の駐車場として使用されていると評価せざるをえない。

さらに、本件土地の隣地に〇〇〇の駐車場があることからすれば、本件土地の駐車可能スペースを追加の駐車スペースとして利用する頻度は、さらに低いものと考えられる。

そうすると、日常的には居宅の駐車場にすぎない本件土地の駐車可能スペースが、〇〇〇にとって、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成するという主たる目的のために必要な、本来的に欠くことのできない土地であるとはいえず、〇〇〇が本件土地の駐車可能スペースを専ら宗教団体としての主たる目的を実現するために使用している状態にあるともいえない。

したがって、本件建物の敷地としての本件土地はもちろんのこと、駐車可能スペースについても、〇〇〇の駐車場として利用されていることを理由に本件規定の固定資産に該当するとはいえない。

(エ) その他の用途として

本件審査請求で提出された書面及び資料を総じて、本件不動産が本件規定の固定資産に該当する事情は見受けられない。

(オ) 小括

以上から、本件不動産は、本件規定の固定資産に該当するとはいえない。

(3) 結論

前記(1)のとおり本件審査請求は適法であるものの、前記(2)のとおり、本件不動産は本件規定の固定資産に該当するとはいえず、本件審査請求は理由がないので、法第45条第2項の規定に基づき、前記1の意見のとおり棄却するのが相当である。

第5 諮問に係る審査庁の判断

審理員意見書の判断は妥当であり、本件審査請求は、棄却するのが相当である。

## 第6 当審議会の判断

### 1 本件審査請求の適法性

法第18条第1項本文は、審査請求期間を3箇月と定め、同項ただし書は、正当な理由があるときはこの限りでないと定めている。

本件審査請求では、本件処分があったことを審査請求人が知った日は、平成29年4月6日であり、本件審査請求がなされた日は、3箇月が経過した後の同年8月10日である。

そのため、まず、本件審査請求が適法かどうかについて判断する必要がある。

本件処分に係る平成29年度松山市固定資産税納税通知書には、審査請求期間について教示されていた。

それにもかかわらず、審査請求人が平成29年8月10日に本件審査請求を行ったのは、処分庁が同年5月12日に審査請求人に送付した「固定資産税の非課税について(決定通知)」と題する書面に、「ただし、この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に文書をもって松山市長に対して、審査請求をすることができます。」との記載があったことによるものと考えられる。

そして、本件審査請求は、上記書面に記載された期限内になされている。

以上のことから、本件審査請求には法第18条第1項ただし書の「正当な理由」があるとするのが妥当であり、本件審査請求は、適法である。

### 2 争点

本件不動産は、本件規定の次の固定資産に該当するか。

- (1) 庫裏
- (2) 客殿等
- (3) 駐車場

### 3 争点についての判断

#### (1) 関係法令の定め

ア 地方税法

(固定資産税の非課税の範囲)

第348条 (略)

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

(1)～(2)の8 (略)

(3) 宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地（旧宗教法人令の規定による宗教法人のこれに相当する建物，工作物及び土地を含む。）

(4)～(44) (略)

3～10 (略)

## イ 宗教法人法

(宗教団体の定義)

第2条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

(1)・(2) (略)

(境内建物及び境内地の定義)

第3条 この法律において「境内建物」とは、第1号に掲げるような宗教法人の前条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の建物及び工作物をいい、「境内地」とは、第2号から第7号までに掲げるような宗教法人の同条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の土地をいう。

(1) 本殿，拝殿，本堂，会堂，僧堂，僧院，信者修行所，社務所，庫裏，教職舎，宗務庁，教務院，教団事務所その他宗教法人の前条に規定する目的のために供される建物及び工作物（附属の建物及び工作物を含む。）

(2) 前号に掲げる建物又は工作物が存する一画の土地（立木竹そ

の他建物及び工作物以外の定着物を含む。以下この条において同じ。)

(3) 参道として用いられる土地

(4) 宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地（神せん田，仏供田，修道耕牧地等を含む。)

(5) 庭園，山林その他尊厳又は風致を保持するために用いられる土地

(6) 歴史，古記等によつて密接な縁故がある土地

(7) 前各号に掲げる建物，工作物又は土地の災害を防止するために用いられる土地

## (2) 判断基準

本件規定の「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地」について，東京地方裁判所平成27年（行ウ）第414号平成28年5月24日判決では，「①当該宗教法人にとって，宗教の教義をひろめ，儀式行事を行い，信者を教化育成するという主たる目的のために必要な，本来的に欠くことのできない建物，工作物及び土地で，同条各号に列挙されたようなものであり，かつ，②当該宗教法人が，当該境内建物及び境内地を，専ら，宗教団体としての主たる目的を実現するために使用している状態にあるものをいうと解するのが相当であり，当該要件該当性の判断は，当該建物及び土地の実際の使用状況について，一般の社会通念に基づいて外形的，客観的にこれを行うべきである」と判示されているほか，複数の判例で同旨の判断がなされている。

よって，本件不動産についても，上記判断基準に基づき本件規定の該当性を判断するのが相当である。

## (3) 具体的な検討

### ア 「庫裏」について

まず，本件建物は，外観上，一般の居宅と何ら変わりがない。

次に，庫裏とは，住職及びその家族の居住している建物をいい，宗教法人法第3条第1号にも列挙されていることから，宗教法人と

しての主たる目的とは別の目的に使用していない限り，一般的に庫裏は本件規定の固定資産に該当する。

しかし，本件審査請求では，〇〇〇の〇〇住職は，施設に入所中で，本件建物に居住しておらず，退所時期も未定である。加えて，同住職の住民票によれば，同住職の昭和〇〇年以降の住所は，〇〇〇の本堂及び本堂横の「庫裏」として登記された建物の所在する場所であり，一件記録によっても，上記入所までの同住職の住居は同「庫裏」の建物であって，同住職がこれまで本件建物に居住した事実はない。

また，本件審査請求では，不在の〇〇住職の代役を務めている副住職の〇〇〇〇氏も，上記の「庫裏」として登記された建物に居住している。

なお，審査請求人は，〇〇住職の〇であるが，上記のとおり同住職自身は本件建物に居住しているというわけではなく，また〇〇副住職のように〇〇住職の代役を務めているわけでもないことからすれば，本件建物は，庫裏ではなく，単に〇〇〇の事務に従事する職員である審査請求人の居宅とみるほかないものである。

したがって，本件建物を庫裏とみる余地はなく，庫裏であることを理由とする審査請求人の主張は理由を欠き相当でない。

#### イ 「客殿等」について

まず，本件建物は，下記のとおり実際の使用状況が審査請求人の居住のためのものであることに加え，全体として，また部屋ごとに見ても，外観上，一般の居宅と何ら変わるところはなく，一般の居宅と異なる使用状況をうかがわせるものも特段見当たらない。

さらに，本件建物は，登記上も審査請求人所有名義の「居宅」として登記されており，同表示及び保存登記がなされた平成〇〇年〇〇月以降同登記のまま経過している。

なお，この点について，審査請求人は，建築の際の手續については業者に一任しており，登記の内容にまで注意していなかったためと説明するが，同説明は上記使用状況等と符合しない。のみならず，

主として庫裏や客殿等として使用する予定というのであれば、その旨が業者に伝わるはずであり、課税上の影響も生じることからも、業者が勝手に「居宅」で登記手続を進めるということは一般的には考え難い。

その上、審査請求人によれば、〇〇〇では、年に45日程度寺の行事が行われるが、そのため〇〇〇には、本堂横に、寺の行事の際に使用可能な建物があり、その1階部分を来客、法事、会議、寺務などに利用しているとのことである。

以上の外形的客観的な事実のもと、一般の社会通念に基づき、本件建物が本件規定の「客殿等」に該当するか否かについて具体的に検討する。

まず、寺務スペースに利用しているとされる〇階〇〇〇〇については、たとえその部屋で審査請求人が何らかの寺の事務を行っているととしても、それは寺の従業員である審査請求人が自宅で仕事をしているというにすぎないとみるべきであり、〇〇〇自体がその部屋を寺務スペースに利用しているとみることはできない。

次に、それ以外の部屋については（ただし、〇階〇〇〇〇については後記する。）、たとえ審査請求人の主張するような用途に〇〇〇が本件建物を使用することがあるとしても、その使用頻度は高いとはいえない。

加えて、〇〇〇には、本堂横に寺の行事に使用している建物があることからすれば、本件建物は、日常的には、外観そのままに審査請求人の居宅として使用されているものとみざるをえない。

以上のことから、本件建物は、客殿等として時折利用されることがあるとしても、全般的、日常的には審査請求人の居宅として使用されているもので、〇〇〇にとって、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成するという主たる目的のために必要な、本来的に欠くことのできない建物であるとはいえず、また、〇〇〇が本件建物を専ら宗教団体としての主たる目的を実現するために使用している状態にあるともいえない。

なお、審査請求人の寝室である○階○○○○については、本件規定の固定資産に該当しないのは自明である。

したがって、本件建物は、所論の客殿等としての利用があるとしても、本件規定の固定資産である「客殿等」に該当するものとはいえない。

#### ウ 「駐車場」について

まず、本件土地は、審査請求人所有の一筆の土地で、かつ同じく同人所有の自宅建物の敷地であるところ、同土地内に駐車可能スペースがある。しかし同スペースは、面積その他の外観上、一般の居宅の駐車スペースと何ら変わりはなく、自宅建物に近接して一体的に設けられており、同スペースが他の敷地部分と利用者・利用目的を異にするとの外観は存しない。

他方、○○○には、本件土地の隣地（別紙物件目録記載1の土地）に同寺の駐車場があり、本件土地とは、明確に区別することが可能である。

そして、○○○において多人数の参加する行事の頻度は、年間を通じて上記のとおりである。

以上の外形的客観的な事実のもと、一般の社会通念に基づき、本件土地が本件規定の「駐車場」に該当するか否かについて具体的に検討する。

まず、○○○には、本件土地の隣地に同寺の駐車場があり、たとえ○○○が本件土地の駐車可能スペースを臨時に追加の駐車スペースとして利用することがあるとしても、当該部分は、日常的には、外観そのままに居宅の駐車場として使用されているとみざるをえない。

さらに、○○○において多人数の参加する行事の頻度からすれば、本件土地の駐車可能スペースを追加の駐車スペースとして利用する頻度も相応のものと考えられる。

そうすると、審査請求人が日常生活をする上での自宅駐車場にすぎない本件土地の駐車可能スペースが、○○○にとって、宗教の教



義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成するという主たる目的のために必要な、本来的に欠くことのできない土地であるとはいえず、〇〇〇が本件土地の駐車可能スペースを専ら宗教団体としての主たる目的を実現するために使用している状態にあるともいえない。

したがって、本件土地の駐車可能スペースは、〇〇〇の駐車場として利用されていることがあるとしても、本件規定の「駐車場」に該当するものとはいえない。

なお、境内建物が存する一面の土地は、境内地とされているところ、本件建物が本件規定の固定資産に該当するといえないことは、上記ア及びイで述べたとおりであり、本件土地は、本件建物の敷地であることを理由に本件規定の固定資産に該当するといえない。

#### エ その他について

本件審査請求で提出された書面及び資料を総じて、他にも本件不動産が本件規定の固定資産に該当すると判断すべき事情は認められない。

#### オ 小括

以上のことから、本件不動産は、本件規定の固定資産に該当するといえない。

### 4 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員が行った審理手続は、適正に行われたものと認められる。

### 5 結論

以上のことから、当審議会は、本件審査請求を棄却するのが相当であるとの審査庁の判断は、妥当であると判断する。

よって、「第1 松山市文書法制審議会の結論」のとおり答申する。

## 第7 審議の経過

年月日	経過
平成30年10月1日	諮問書の受理
平成30年11月6日	第1回審議
平成30年11月27日	第2回審議
平成30年11月29日	答申

(本件審議を処理した委員の氏名)

松山市文書法制審議会行政不服審査分科会

委員 倉澤 生雄

同 兼平 裕子

同 真木 啓明

別紙

物 件 目 録

- 1 土 地  
所 在 松山市〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇番〇  
地 目 宅地  
地 積 292.11 m<sup>2</sup>
  
- 2 土 地  
所 在 松山市〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇番〇  
地 目 宅地  
地 積 297.10 m<sup>2</sup>
  
- 3 建 物  
所 在 松山市〇〇〇〇〇〇〇番地〇  
家屋番号 〇〇〇〇番〇  
種 類 居宅  
構 造 木造スレートぶき2階建  
床 面 積 1階 76.18 m<sup>2</sup>  
2階 70.80 m<sup>2</sup>